

定 款

夢みつけ隊 株式会社

夢みつけ隊 株式会社定款

第一章 総 則

(商 号)

第1条 当会社は、夢みつけ隊株式会社と称し、英文では、YUMEMITSUKE T A I C o., L t d. と表示する。

(目 的)

第2条 当会社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. カタログ通信販売並びに生活情報の収集、提供に関する業務
2. 下記商品・製品の販売（割賦販売含む）及び輸出入と下記（6）から（10）を除く商品・製品の貯蔵（貸貸）
 - (1) 光学・電気通信・理化学・事務用・厨房用・消防用各機械器具、医療衛生機器、印刷用機器、健康器具
 - (2) 家具、室内・車内装飾品、喫煙具、美術工芸品、家庭用・服飾用毛皮並びに革製品、漆器、竹製品、カバン、袋物、紙製品・紙工品、建築用金物、時計、宝石、貴金属製品、装身具
 - (3) 絵画用・園芸用・写真用・荷造用各材料、文房具、書籍、観葉植物
 - (4) 野外スポーツ用品、囲碁、将棋、トランプ、その他ゲーム用品、楽器、玩具
 - (5) 衣料
 - (6) 商品券、乗車券、郵便切手
 - (7) 化粧品
 - (8) 酒類
 - (9) 食料品、水産物及び水産加工品
 - (10) 動物用医薬品
 - (11) 自動車、自動二輪車及び原動機付自転車、自転車
3. 新商品・オリジナルグッズの開発計画、企画、立案、販売及び販売調査の受託
4. 広告代理店業務
5. 広告、宣伝に関するカタログ、パンフレットの企画並びに制作
6. マーケティングリサーチ及び経営情報の調査、収集、提供並びに販売促進のためのコンサルタント業務
7. 印刷業
8. 出版業
9. 倉庫業
10. 古物売買業
11. 生命保険募集に関する業務

12. 損害保険代理業
13. 金銭の貸付並びに媒介業務
14. 投資事業
15. 不動産の売買、賃貸及びそれらの仲介並びに管理
16. 債権の売買
17. 芸能タレントのマネジメント及びプロモート業務
18. 芸能興行、コマーシャル、テレビ番組の企画制作
19. 飲食店の経営
20. 労働者派遣事業
21. 有料職業紹介事業
22. 電話による受付代行、取次ぎ及び販売促進業務並びにそのシステム販売
23. 顧客情報等の個人情報並びに企業情報の管理、保管に関する業務
24. インターネットを利用した情報提供サービス並びに情報管理サービス
25. 旅行代理店業務
26. 老人保健施設、リハビリテーションセンターの経営
27. 健康ランド、温泉浴場施設、リゾート施設の経営
28. リラクゼーション施設、ネイルサロンの経営
29. 信託受益権販売
30. 介護関連サービス
31. 建築工事業
32. 土木工事業
33. コンピュータシステム、ソフトウェア、ハードウェアの販売
34. 経営コンサルタント業務、営業支援業務、事務・管理支援業務、教育事業、再生支援ビジネス
35. 発電設備の企画、設計、施工、保守管理、運営、および売電事業
36. 発電設備の部品およびプラントの企画、設計、製造、販売および輸出入
37. 上記各号に附帯する一切の業務

(本店の所在地)

第3条 当会社は、本店を東京都千代田区に置く。

(機関)

第4条 当会社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査等委員会
- (3) 会計監査人

(公告方法)

第5条 当会社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子広告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載する。

第二章 株 式

(発行する株式の総数)

第6条 当会社の発行可能株式総数は、20,496,000 株とする。

(自己株式取得)

第7条 当会社は、会社法第 165 条第 2 項の規定により、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる。

(単元株式数)

第8条 当会社の単元株式数は、100 株とする。

(単元未満株式についての権利)

第9条 当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第 189 条第 2 項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第 166 条第 1 項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

(株主名簿管理人)

第10条 当会社は、株式につき株主名簿管理人を置く。

- ② 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。

(基準日)

第11条 当会社は、毎年 3 月 31 日の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

- ② 前項のほか、その他必要があるときは、取締役会の決議によって、あらかじめ公告して、臨時に基準日を定めることができる。

(株式取扱規程)

第12条 当会社の株式に関する取扱い、株主の権利行使に際しての手続き等及び手数料については、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

第三章 株主総会

(招集の時期)

第13条 当会社の定時株主総会は、毎年6月に招集し、臨時株主総会は、必要がある場合に隨時これを招集する。

(招集権者及び議長)

第14条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議に基づき代表取締役がこれを招集し、議長となる。

- ② 代表取締役に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

(決議の方法)

第15条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

- ② 会社法第309条第2項の定めによる決議及び会社法その他法令において同条の決議方法が準用される決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(電子提供措置等)

第16条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

- ② 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

(議決権の代理行使)

第17条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。

- ② 前項の場合、株主又は代理人は代理権を証明する書面を、株主総会毎に当会社に提出するものとする。

(議事録)

第18条 株主総会における議事については、法令に定めるところにより、議事録を作成する。

第四章 取締役及び取締役会

(取締役の員数)

第19条 当会社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は7名以内とする。

- ② 監査等委員である取締役は3名以上とする。

(取締役の選任方法)

第20条 取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して株主総会において選任する。

- ② 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
- ③ 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

(取締役の任期)

第21条 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

- ② 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
- ③ 補欠として選任された取締役の任期は、退任した取締役の任期の満了の時までとする。

(取締役会の招集通知)

第22条 取締役会の招集通知は、各取締役に対し、会日より3日前までに発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

- ② 取締役の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

(業務執行の決定の取締役への委任)

第23条 当会社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。

(代表取締役及び役付取締役)

第 24 条 取締役会は、その決議によって取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から代表取締役を選定する。

② 取締役会は、その決議によって取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から代表取締役 1 名、専務取締役及び常務取締役各若干名を定めることができる。

(取締役会の招集権者及び議長)

第 25 条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、代表取締役がこれを招集し、議長となる。

② 代表取締役に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

(取締役会の決議方法)

第 26 条 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。

(取締役会の議事録)

第 27 条 取締役会における議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成し、出席した取締役は、これに記名押印または電子署名を行う。

(取締役会の決議の省略)

第 28 条 当会社は、会社法第 370 条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があつたものとみなす。

(取締役会規程)

第 29 条 取締役会に関する事項については、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、取締役会において定める取締役会規程による。

(報酬等)

第 30 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して株主総会の決議によって定める。

(取締役の責任免除)

第 31 条 当会社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であったものを含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によってその責任を免除することができる。

- ② 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を、あらかじめ定める金額または法令が定める額のいずれか高い額を限度として限定する契約を締結することができる。

第五章 監査等委員会

（監査等委員会の招集通知）

- 第32条 監査等委員会の招集通知は、会日から3日前までに各監査等委員に対してこれを発する。ただし、緊急の場合はこの期間を短縮することができる。
- ② 監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。

（監査等委員会の決議の方法）

- 第33条 監査等委員会の決議は、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

（監査等委員会の議事録）

- 第34条 監査等委員会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録し、出席した監査等委員がこれに記名捺印または電子署名する。

（監査等委員会規則）

- 第35条 監査等委員会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規則による。

第六章 会計監査人

（会計監査人の選任）

- 第36条 会計監査人は、株主総会において選任する。

（会計監査人の任期）

- 第37条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結のときまでとする。
- ② 前項の定時株主総会において別段の決議がなされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとする。

(会計監査人の報酬等)

第38条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。

(会計監査人の責任免除)

第39条 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、会計監査人との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を、あらかじめ定める金額または法令が定める額のいずれか高い額を限度として限定する契約を締結することができる。

第七章 計 算

(事業年度)

第40条 当会社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とする。

(剩余金の配当の基準日)

第41条 当会社の期末配当の基準日は毎年3月31日とする。

② 前項のほか、基準日を定めて剩余金の配当をすることができる。

(中間配当)

第42条 当会社は、取締役会の決議により、毎年9月30日を基準日として中間配当をすることができる。

(配当金の除斥期間)

第43条 配当財産が金銭である場合はその支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れるものとする。

② 未払配当金には、利息を付けないものとする。

平成26年6月25日 改定

平成28年6月29日 改定

令和4年6月25日 改定